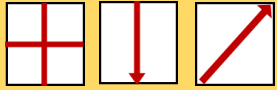


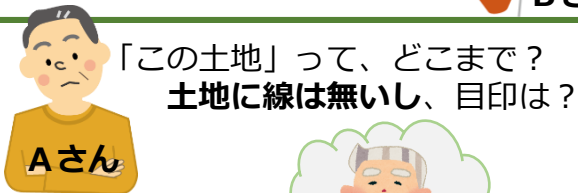
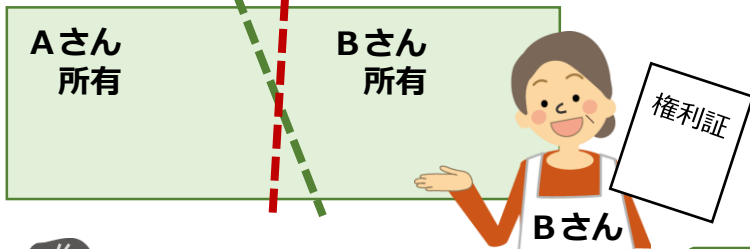
土地の権利証があるから大丈夫・・・とは限りません！

平成28年 8月



「境界標」はありますか？

この土地の所有者は私です



昔、お爺さんが
話し合ったらしいけど・・・
私が伝え聞く前に亡くなって
当時を知る人がいないわ。

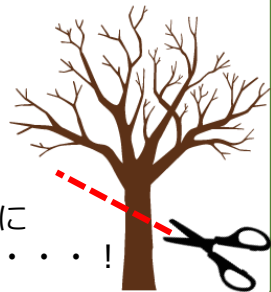


境目に植えた木が目印のはず！

その後、年月が絶ち・・・



その木、
枯れてしまって
邪魔だから数年前に
切ってしまったよ・・・！



「私の記憶ではこう！」と水掛け論になったり、自然物を目印にしたら無くなってしまったり・・・ 丈夫な境界標と文書を残しましょう

境界確定の流れ

民々立会
1ヶ月～

- 公的機関での資料収集
- 現況調査
- 隣地地主と立会い
- 境界標の設置
- 合意書面取り交わし

官民立会
3ヶ月～

境界確定が必要なのはいつ？

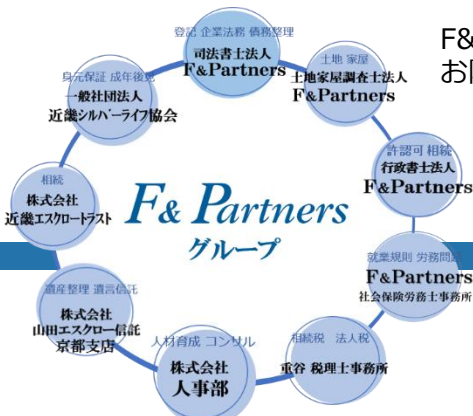
- ・土地を売却するとき
- ・建物を建築するとき
- ・相続税の物納をするとき

など・・・

「いざという時」に取りかかっても
間に合わない可能性があります。



F&Partnersグループの土地家屋調査士が迅速な境界確定を行います。
お隣さんとの関係が良好なうちに、境界を知る方がお元気なうちに確定を！



F&Partners 司法書士法人

京都/大阪/滋賀/東京
に拠点がございます。

京都事務所
〒604-8162
京都市中京区七観音町623番地 第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

